



**小谷野会計グループ**  
 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1  
 JRE 代々木一丁目ビル 14 階  
 TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

## 《会計・税務の知識》 新リース会計基準に対応する改正

### はじめに

令和9年4月1日以後に開始する事業年度より、新リース会計基準が適用されることになりました。強制適用対象は上場会社、会社法の「大会社」に該当する会社となり、中小企業においては任意適用となります。主に借手の処理についてご紹介します。

### 1. 概要

これまでのオペレーティング・リース（賃貸借取引に準じた会計処理）とファイナンス・リース（売買取引に準じた会計処理）の区分を廃止し、使用権資産とリース負債を計上する単一の会計モデルを採用することとされました。

#### [会計基準の見直しの概要]

リースの区分	借 手		貸 手	
	旧リース会計基準	新リース会計基準	旧リース会計基準	新リース会計基準
ファイナンス・リース	売買取引に準じた会計処理	原則、全てのリース取引について、使用権資産及びリース負債を計上	売買取引に準じた会計処理	割賦基準の廃止
オペレーティング・リース	賃貸借取引に準じた会計処理		賃貸借取引に準じた会計処理	

### 2. 借手の処理（オペレーティング・リース取引に係る賃貸借取引）の見直し

法人がオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、引き続き賃貸借取引として支払賃借料を損金の額に算入することとされました。

#### [借手の取扱い]

会計上の取扱い		税務上の取扱い	
リースの区分	新リース会計基準への変更に伴う見直しの概要	改正前	改正後
所有権移転ファイナンス・リース	・ リースの区分を廃止	リース資産の売買があったものとして、自己所有の減価償却資産と同じ償却方法により償却	
所有権移転外ファイナンス・リース	・ 原則、全てのリースにつき、賃借対照表に使用権資産及びリース負債を計上	リース資産の売買があったものとして、リース期間定額法により償却（次ページ参照）	
オペレーティング・リース	・ 使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を費用計上	会計処理に従い、賃貸借取引として処理（別段の定めなし）	引き続き、賃貸借取引として支払賃借料の額を損金算入（法53）

【上記1・2出典】国税庁 [https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei\\_gaiyo2025/pdf/D.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2025/pdf/D.pdf)

### 3. 借手の処理（リース期間定額法）の見直し

令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却（リース期間定額法）については、そのリース資産の取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとされました。また、リース期間定額法の見直しに伴い、所要の経過措置が講じられました。

その他の改正点等、詳細は以下のリンクをご参照ください。

【参考 URL】国税庁 [https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei\\_gaiyo2025/pdf/D.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2025/pdf/D.pdf)

### おわりに

新リース会計基準を適用するにあたり、対象となるリース契約の検討、対象資産のリース期間の決定等社内の業務プロセスの再構築が必要になることが考えられます。早めに着手されることをお勧めします。

（担当：小野）

TEL.03(5350)7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

<http://koyano-cpa.gr.jp/> © KOYANO CONSULTING GROUP 無断転載・引用禁止